

違反対象物の公表制度

令和2年4月1日から開始します！

公表制度とは？

消防法令に関する重大な違反のある建物を公表することによって、その建物を利用する方が自ら建物の情報を入手して、安心して建物を利用できるよう、消防が保有している消防法令違反に関する情報をホームページ等に公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物が対象となります。

[対象となる消防法施行令別表第一に掲げる用途（PDF）](#)

公表の対象となる違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、設置されていない場合が該当します。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表する内容

- | | |
|------------|-----------------------|
| ①防火対象物の名称 | 「例：〇〇ビル、〇〇ホテル、〇〇病院など」 |
| ②防火対象物の住所 | 「例：十和田市〇〇町〇〇番〇〇号」 |
| ③消防法令違反の内容 | 「例：自動火災報知設備未設置」 |

公表する方法

十和田地域広域事務組合消防本部のホームページに掲載します。

十和田地域広域事務組合消防本部予防課

電話：0176-25-4113